

大分県報

令和五年
第四一四号
六月二日

(金曜日)

目次

告示

土地収用法による土地立入り……………一
道路区域の変更(二件)……………一

労働委告示

大分県労働委員会あっせん員候補者……………二

公告

開発行為の完了……………二
契約者等の公示……………三

○告示

大分県告示第二百六十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定により、次のとおり土地の立入りを許可した。
令和五年六月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 起業者の名称
九州電力送配電株式会社
- 二 事業の種類
特別高圧送電線路六六kV 大野川大南線新設工事

- 三 立ち入ろうとする土地の区域

大分市大字河原内字大測、字日東、字長迫及び字袖ノ木並びに大字竹中字中畑、字西平、字麻久保、字大迫、字藤助、字研石、字堂久保、字玉泉寺、字中尾、字太田及び字木ノ下

- 四 立ち入ろうとする期間
令和五年六月五日から
令和六年二月十九日まで

大分県告示第二百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年六月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年六月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

県道竹田五ヶ瀬線
竹田市大字次倉字日向一三九八番七
地内

後

三三・五
〽二八・〇

八六・〇

前

三三・五
〽一五・〇

八六・〇

大分県告示第二百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年六月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年六月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

令和五年六月二日

大分県報 (告示・労働委告示・公告)

二

県道赤根富来浦線		国東市国見町赤根字中野八三二番二〇から 国東市国見町赤根字的石九四三番一 地先まで	前	メートル 二〇・五 八・一	メートル 四七・三
〇地内		国東市国見町赤根字中野八三二番二	後	三〇・五 一八・〇	四七・三

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第一号

大分県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。
令和五年六月二日

氏名	現職及び前歴	委嘱年月日
深田茂人	大分県労働委員会会長公益委員 弁護士	平二八・二・九
清水立茂	大分県労働委員会会長代理公益委員 弁護士	令二・二・一七
柴田尚子	大分県労働委員会公益委員 元大分県生活環境部長	令二・二・一七
渡邊博子	大分県労働委員会公益委員 大分大学経済学部教授	令四・二・二二
三浦恭子	大分県労働委員会公益委員 一級建築士	平二六・二・二二
新宮高志	大分県労働委員会労働者委員 全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長	令二・二・一七
山本悦子	大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会委員長	令四・九・一三
石本健二	大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会会長	令四・二・二二

○公告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。
令和五年六月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

白杵市大字久木小野字中尾五百二十七番ほか三筆及び五百十七番二ほか十三筆の各一部並びに五百二十四番ほか二筆の各地先里道、字ナガラサ五百六十八番及び五百六十七番ほか二筆の各一部並びに五百六十七番ほか一筆の各地先里道、字堀ノ口九百七十四番二ほか三筆及び九百七十三番二ほか四筆の各一部並びに九百七十四番二ほか一筆の各地先里道並びに字狭間千七十六番二ほか五筆及び千七十一番ほか五筆の各一部並びに千七十二番二ほか

林大介	大分県労働委員会労働者委員 UAゼンゼン大分県支部支部長	令四・二・二二
原口享子	大分県労働委員会労働者委員 UAゼンゼン大分県支部男女共同参画推進委員長	令四・二・二二
藤野久信	大分県労働委員会使用者委員 大分県経営者協会専務理事	令二・二・一七
児玉雅紀	大分県労働委員会使用者委員 株式会社オーシー代表取締役社長	令二・二・一七
白川憲一	大分県労働委員会使用者委員 大分交通株式会社取締役副社長	平三〇・二・一三
高野浩子	大分県労働委員会使用者委員 株式会社美装管理代表取締役	令四・二・二二
熊埜御堂康昭	大分県労働委員会使用者委員 三和酒類株式会社代表取締役常務	令二・二・一七
幸清二	大分県労働委員会事務局局長	令五・五・二三
阿部晴彦	大分県労働委員会事務局 調整審査課長	令五・五・二三

か四筆の各地先里道

二 開発区域の面積

三万五千七百七十四・三五平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

白杵市大字白杵七十二番一

白杵市長 中野 五郎

四 完了検査年月日

令和五年五月十日

次のとおり契約者等について公示する。

令和五年六月二日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量

ICカード運転免許証作成用消耗品

物品等の名称	規格等	購入見込数量
新規用カード	九〇〇枚入り	一二箱
一般用カード	〃	五八箱
優良用カード	〃	一二二箱
リボンセット	二、〇〇〇枚用	九三箱
運転経歴証明書用カード	三〇〇枚入り	九箱

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部交通部運転免許課

大分市大字松岡六千六百八十七番地

三 随意契約の相手方を決定した日

令和五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディシステム

代表取締役 尾崎 信太郎

東京都新宿区市谷加賀町一丁目一番一号

五 随意契約に係る契約金額

物品等の名称

規格等

金額(一箱当たり)

新規用カード	九〇〇枚入り	一九〇、〇八〇円
一般用カード	〃	〃
優良用カード	〃	〃
リボンセット	二、〇〇〇枚用	一三一、四五〇円
運転経歴証明書用カード	三〇〇枚入り	一六五、六六〇円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号に該当

令和五年六月二日

大分県報(公告)

三